

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案について

1 改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 24 号）の一部の施行に伴い、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 98 条第 1 項に規定する学資金の貸与の対象となる者が取得すべき学位に相当するものを定める等の必要があることから、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 法第 98 条第 1 項に規定する「政令で定める学術」に、文学及び法学を加える。（第 120 条の 2 関係）
- (2) 法第 98 条第 1 項に規定する「政令で定める学位に相当するもの」を規定する。（第 120 条の 2 関係）
- (3) 法第 98 条の規定により学資金を貸与される学生の略称を「貸費学生」から「自衛隊奨学生」に改める。（第 120 条の 3 関係）
- (4) 学資金貸与願書への学長の推薦書の添付を不要とする。（第 120 条の 3 関係）
- (5) 学資金の貸与を行わない期間について要件を整理する。（第 120 条の 8 関係）
- (6) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 6 年 5 月 17 日